

ワルドを経て、セントブラジエン、バーデン、ウイルドバツドを視てスツツトガルトにゆく、更にハイデルベルグ、フランクフルトアムマイン、ウイスバーデン、學都ギーゼン、マールブルグ、更にカツセルにゆく、アイゼナハの迂回道路を視察し、汽車でベルリンに向ふ。

各班とも道路工事、橋梁工事、河川運河、水力工事をも

視察する豫定である。

九月一八日には總てベルリンに集り、午後八時三十分、招待會がある

十九日は、午後三時三十分、道路會議の閉會式を宰相の主催でオペラ劇場で行ふ。午後五時、同じく宣傳大臣の招待があつて解散する豫定である。

自動車道の免租に就て

大 矢 寧 明

我國に於ける自動車交通事業は急速なる發展を見、從て近時自動車道の開設漸く多きを加へたのである。即ち全國各地に於て認可された自動車専用道路は現在貳拾六線二四六・三〇料を算するに至つた。又國營としても積極的の計畫があると傳へられてゐる、尙今後民間に在つても此種の

經營は漸次増加することと思ふ然して之が經營には土地の買收其の他幾多の施設と巨額の建築費を要する次第で道路の構造並に保安設備等は自動車交通事業法に依り鐵道用地、軌道用地と何等選ぶ所がないのである。

抑自動車道とは如何なるものを指すかと云ふに自動車交

通事業法に。

第二條 自動車運輸事業ノ路線ハ一般ノ道路、自動車道

又ハ一般通行ノ用ニ供スル道路ニ依ルヘシ

第十七條 本法ニ於テ自動車道トハ専ラ自動車ノ一般交

通ノ用ニ供スル道路(一般自動車道)及自動車運

輸事業者ガ其事業用自動車ノ専用自動車ノ専用ニ

供スル道路(専用自動車道)ヲ謂フ

本法ニ於テ自動車道事業トハ一般自動車道ヲ開設

シ有價又ハ無價ニテ之ヲ専ラ自動車ノ交通ノ用ニ

供スル事業ヲ謂フ

とあつて自動車道は専ら自動車ノ一般交通の用に供する道路であつて公共の用に供するや疑を容れざる處である即ち一般自動車道なるものは道路の一部であつて有價、無價を問はないのである。又自動車道建設に對しては土地收用法の適用を許さるのである、思ふに自動車交通事業法は自動車交通の擴充向上並に保安を目標として制定施行せられたもので一般自動車道が一般自動車の通行以外他の通行を

許さざるは疾行、交通機關の多き大都市に於て疾行機關道路、緩行機關道路、歩道の三様に截然區別せられ居ると同様に自動車運送の合理化、時間の經濟、保安等の見地より時代的に制定せられたるに外ならない、而かも同事業の最も光彩ある所以であると信するのである、而して自動車交通事業法は昭和六年四月一日法律第五十二號を以て公布せられ同八年十月一日から實施せられたのであるが本法實施以前に開設せられた自動車道は如何なる法規に基き免許になつたかと云ふに明治四年十二月十四日太政官布告を適用せられ明治十七年九月十七日第一四六號地方長官宛内務省土木局長の通牒に依つて處分せられたものである、之には種々の條件が附帶して居るから之を遵守しなければならぬことは勿論である、左に太政官布告及土木局長通牒を掲ぐる

明治四年十二月十四日太政官布告第六四八號

治水修路架橋運輸ノ便ヲ興ス者ニ入費税金

徵收ヲ許ス件

治水修路ノ儀ハ地方ノ要務ニシテ物産蕃盛庶民殷富ノ基

本ニ付府縣管下ニ於テ有志ノ者共自費或ハ會社ヲ結ヒ水行ヲ疏シ峻路ヲ開キ橋梁ヲ架スル等諸般運輸ノ便別ヲ興シ候者ハ落成ノ上功費ノ多寡ニ應シ年限ヲ定メ税金取立方被差許候間地方官ニ於テ其旨相心得右等ノ儀願出候者有之節ハ其他ノ民情ヲ詳察シ利害得失ヲ考ヘ入費税金ノ制限等篤ト取調大藏省ヘ可申出事

但本文ノ趣管内無洩可相達事

明治十七年九月十七日第一四六號地方長官宛内務省

土木局長通牒

道路橋梁河川港灣等通行錢徴收ニ關スル命令書

下付ノ件

人民一己若ハ組合會社等ノ資金ヲ以テ道路橋梁港灣渡津等ヲ新設又ハ修築シ其ノ費目ヲ償却スル爲通行ノ人馬車或ハ出入ノ船舶貨物ヨリ道錢橋錢渡錢船賃等ヲ收入センコトヲ出願シ本省ヘ御稟申ノ節ハ該事業ノ設計工法調書及繪圖並ニ償却金仕譯書ニ本人若ハ組合會社財産ノ調書ヲ錄シ爲差出御廳ニ於テハ地元並關係町村ニ於テ故障ナ

キ旨ヲ説明セラレ別紙ノ雛形ニ依リ尙實地ニ就キ篤ト御取捨斟酌シ願入ヲシテ遵守セシムヘキ命令書案ヲ製シ御差出有之度此段御通牒候也

道路開設(或ハ何々)ニ付免許命令書案

第一條 何府縣下何國何郡何町村ヨリ何町村道(或ハ何

國何郡何町村道)私費ヲ以テ新道ヲ開設スルニ付

(或ハ何々ニ付)免許人ハ左ノ各號ヲ遵守ス可シ

第二條 免許人ハ都テ官廳ノ許可シタル設計及工法ニ從

ヒ成工セシム可シ

第三條 免許人ハ實地起業ノ前日迄身元保證トシテ凡工

費豫算總額ノ幾分(二十分一以上十分一迄工事ノ

模樣ニ依リ之ヲ定ム)ニ當ル金額(國立銀行ノ預

手形)若ハ此金額ニ相當スル公債證書ヲ官廳ニ差

出ス可シ官廳ハ工業竣功検査済ノ後之ヲ還付ス可

シ

第四條 該事業ハ免許ヲ得タル後何ヶ月内ニ起工シ其起

工シタル月ヨリ何ヶ月以内ニ竣功セシム可シ

第五條 官廳ハ工事ヲ監督スルニ當リ實地ノ利害ニ因リ

設計及工法ノ變更ヲ命スルコトアル可シ之カ爲豫

算金額十分一迄増費ヲ要スルモ免許人ハ其工事ノ

變更ヲ拒ムヲ得ス

第六條 免許人免許ヲ得タル後何ケ月ヲ經テ起工セス又

ハ起工後何ケ月間ニ竣功セス若ハ第二條ニ示シタ

ル設計工法及第五條ノ場合ニ於テ官廳ヨリ命スル

設計工法ニ違背シタルトキハ其免許ヲ解クコトアル

可シ

但天災又ハ巴ムヲ得サル事故ニ因リ工事遅延シタ

ルコトヲ證明シ官廳ニ於テ是認シタルトキハ更ニ

相當ノ延期ヲ與フルコトアル可シ

第七條 前條ニヨリ免許ヲ解ク場合ニ於テハ自費ヲ以テ

原形ニ復セシム可シ若シ速ニ其ノ命令ニ從ハサル

時ハ身元保證金ヲ以テ其費用ニ供シ剩餘アルモノ

ハ之ヲ還付シ不足アルモノハ之ヲ償ハシム可シ但

既ニ支拂ヒタル工費ハ免許人ノ損失トス

第八條 免許人竣功公告ノ當日ヨリ何年間定メノ如ク通

行ノ人馬車牛等（或ハ出入ノ船舶貨物）ヨリ道錢

（或ハ橋錢渡船賃其他港錢等）ヲ收入スルヲ得可シ

第九條 免許年限間ハ通常修繕及一切ノ保存法共免許人

ニ於テ擔當處辦ス可シ

第十條 免許年限間免許人ニ於テ前條ノ修繕及保存ヲ怠

リ官廳ノ督促ヲ受クルモ尙之ヲ奉セサルトキハ官

廳ハ其免許ヲ解キ第七條ニ照シ處分スルカ（或ハ

其之ヲ奉スルニ至ル迄臨時營業ヲ停止セシムル

カ）又ハ官廳自ラ修繕ヲ行ヒ其收入金ヲ抑ヘテ該

費ヲ支辨スルコトアル可シ

第十一條 免許人ハ常ニ該工事ニ關スル諸簿冊及計算書

類ヲ整頓シ置キ官廳ノ需メニ應シ其檢閲ニ供ス可

シ

第十二條 免許人ハ毎年何月迄ニ前年度ニ依ル出納決算

書ヲ作り之ヲ官廳ニ差出ス可シ

第十三條 免許人ハ官廳ノ許可ヲ得ルニアラザレバ免許

ノ權利ヲ他ニ讓與スルヲ得ス

但工事竣成ニ至ラサル間ハ讓與ノ許可ヲ請フヲ得

サルモノトス

第十四條 免許人ニ於テ若シ疾病事故アリテ事業ヲ果サ

サルトキハ保證人引受一切ノ諸當務ヲ盡ス可シ

第十五條 免許人ハ既成ノ構造物ヲ他人ニ抵當トシテ金

員其他ヲ借入ルルヲ得ス

第十六條 免許期間中ト雖モ官ノ都合ニ依リテハ資金償

却方法書ニ據リ元利金ノ内既往ニ屬スル收入金

(償却方法ニ掲クル豫算ニ依ル)ヲ控除シタル未

償却金額ヲ以テ買上ルコトアル可シ

第十七條 該事業ヲ起シタルガ爲他ニ妨碍ヲ生スルコト

アルトキハ免許人ハ官廳ノ指揮ニ從ヒ自費ヲ以テ

之ヲ解除ス可シ

第十八條 免許満期ノ後ハ敷地及構造物共無代償ニテ官

有ニ歸スルモノトス

第十九條 一般ノ法律規則ノ爲該事業ニ不利アルモ免許

人ハ官廳ニ對シ其ノ補償ヲ請求スルヲ得ス

第二十條 免許人ニ於テ前々條ニ違背スルトキハ官廳ハ

何時ニ拘ラス免許ヲ解キ第七條ニ照シ處分スヘシ

同上命令書案中官有ノ文字解釋ノ件

(明治廿八年一月卅一日土甲第六號

各地方長官宛、土木局長通牒)

明治廿七年六月七日土甲第二八號ヲ以テ私費橋梁等ニ關

スル命令書中官有ノ文字解釋方ニ付及通牒置候處右ハ今

般官有ノ文字ヲ用キタル當時ノ意義如何ニ依リ解釋スベ

キコトニ決定相成候條左ノ趣旨ニ依リ御處分相成可然存

候

國有ニ歸セシムルノ意義ヲ以テ命令相成リタルモノハ

期限満了ノ上ハ之ヲ國有トシ其ノ府縣又ハ市町村ニ歸

セシムル意義ヲ以テ命令相成リタルモノハ期限満了ノ

上ハ之ヲ府縣又ハ市町村有トシ總テ當該道路負擔者ニ

其維持ヲ負擔セシム

右依命更ニ及通牒候也

我阪神國道自動車株式會社經營の自動車道の如きも此の命令書案に基き許可されたもので阪神國道西大島國道二號線より分岐し川邊郡小濱村寶塚停車場に至る一・一・六六である、現在では自動車交通事業法の適用を受けて居る今其命令書を示せば次の通りである。

兵庫縣指令四土道第二三二七號六

尼崎市東御園町貳拾四番地

寶塚尼崎電氣鐵道株式會社

昭和四年十一月十一日付尼寶庶第九八號願自動車專用道路開設ノ件許可ス

仍テ別ニ下付スル命令書ノ事項ヲ遵守スヘシ

昭和六年二月廿六日

兵庫縣知事 岡 正 雄

命令第八七號

命 令 書

尼崎市東御園町貳拾四番地

寶塚尼崎電氣鐵道株式會社

第一條 自動車専用道路ノ開設ヲ許可シタル路線ハ左ノ通トス

起 點 兵庫郡大庄村西大島字北ノ口三二五番ノ二

(國道二號線分岐點)

終 點 川邊郡小濱村川面字五反田二五番

(省線寶塚停車場)

經過地 兵庫郡武庫村川邊郡稻野村

延 長 六哩七五鎖

第二條 許可年限ハ許可ノ日ヨリ四十一ケ年間トス

第三條 許可ヲ受ケタル者ハ昭和六年五月卅一日迄ニ左

ノ各號ヲ整備シタル實施設計ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更スルトキ亦同シ

一、自動車専用道路ハ二車線以上ノ有效幅員ヲ保
タシムヘシ一車線ニ要スル有效幅員ハ三メートル
ルトス但シ四車線以上ノ場合ニ於テハ一車線ニ
要スル有效幅員ヲ二メートル七五ト爲スコトヲ
得

二、屈曲部中心線ノ半徑ハ百四十メートル以上ト爲スヘシ但シ特殊ノ個所ニ於テ已ムヲ得ザル理由アルトキハ之ヲ縮小スルコトヲ得

三、屈曲部中心線ノ半徑五百メートル以下ノ場合ニ在リテハ屈曲部ノ内側ニ於テ第一號ニ規定スル有效幅員ヲ相當擴大スヘシ此ノ場合ニ在リテハ内側曲線ノ兩端ヨリ相當ノ長ノ緩和切線ヲ附スヘシ

四、前二號但書ノ場合ニ於テ屈曲部中心線ノ半徑三十五メートル以下ノ曲線ガ背向スル場合ニ在リテハ兩曲線ニ相當ノ長ヲ有スル直線部ヲ設クヘシ

五、勾配ハ二十五分ノ一ヨリ急ナルコトヲ得ス特殊ノ個所ニ於テハ相當距離毎ニ緩ナル勾配ヲ有スル區間ヲ設ケタルトキハ此ノ限りニ在ラス

六、勾配ノ變移スル箇所ニ於テハ相當ノ縱斷曲線ヲ設クヘシ

七、路面ニハ左右對稱ノ橫斷勾配ヲ附スヘシ屈曲部ニ於テ其ノ中心線ノ半徑五百メートル以上ノ場合ニ限り片勾配ト爲スヘシ

八、視距ハ百二十メートル以上ト爲スヘシ但シ特殊ノ箇所ニ於テ已ムヲ得サル事由アルトキハ之ヲ縮小スルコトヲ得

九、橋梁及溝橋ハ十二噸ノ自動車荷重ニ耐フル構造ト爲スヘシ

一〇、路面ノ鋪裝ハ其コンクリート面ノ磨滅ニ對シ充分ナル様表面五センチメートルヲ「グラノリシツク」鋪裝又ハ一・一・五・三配合以上ノ良質コンクリート鋪裝ト爲スヘシ

一一、路床柔弱ナル個所並盛土大ナル個所ノ路面鋪裝基礎コンクリートハ厚一五糎以上ト爲スヘシ

一二、道路ノ兩側ニハ各幅員〇・五メートル以上ノ路肩ヲ設クヘシ

一三、隧道内及上部横溝ヲ有スル橋梁ノ路面上ノ

有效高ハ四メートル以上ト爲スヘシ道路カ橋下ヲ通過スル場合ニ付亦同シ

一四、路端ノ高ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外水流水面ノ最高水位ヨリ三十糎以上ト爲スヘシ

一五、鐵道又ハ軌道若ハ府縣道主要町村道トノ交叉ハ高低交叉ト爲スヘシ但シ道路トノ交叉ニシテ特別ノ事由アルモノニ對シテハ踏切設備ヲ設

ケ昭和十年十二月卅一日迄平面交叉ト爲スコトヲ得

一六、他ノ道路ト平面交叉ヲ爲ス箇所ニハ相當ノ撥形ヲ附シ且ツ保安設備ヲ爲スヘシ

一七、駐車場及廣場ハ有效幅員以外ニ設ケ此ノ場合ハ横斷歩道ヲ設クヘシ

一八、交通上必要アル場合ニ於テハ道路トノ連絡道路ヲ設クヘシ

一九、出入口ニハ速度制限標ヲ建設スヘシ

二〇、交通上危険ノ虞アル箇所ノ前後ニハ警戒標

ヲ建設シ尙必要アル箇所ニハ柵其他防險設備ヲ爲スコシ

二一、車線ノ限界ニハ限界線ヲ設クヘシ限界線ハ路面ト異ル色ニ依リ表示スヘシ横斷歩道ノ限界ニ付亦同シ

二二、屈曲部及其必要アル箇所ニハ照明設備ヲ爲スヘシ

二三、國道取合箇所ニハ撥形ヲ附シ取合工事ニ伴フ國道工事ニ對シテハ別途許可ヲ受クヘシ

第四條 前條ノ認可ヲ得タル場合ハ其ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ工事ニ着手シ着手ノ日ヨリ一ヶ年内ニ竣功ス

ヘシ但天災其他正當ノ事由ニ因リ本條ノ期間内ニ工事ニ着手シ又ハ竣功スルコト能ハサルトキハ其

期間ノ伸長ヲ許スコトアルヘシ

第五條 自動車専用道路ハ認可ヲ取クルニ非ラサレハ其共用ヲ開始スルコトヲ得ス

第六條 道路ト自動車専用道路ト效用ヲ兼ヌル場合ニ於

テハ許可ヲ受ケタル者ハ其負擔ニ於テ道路ノ維持
修繕ヲナスヘシ

第七條 許可ヲ受ケタル者ハ自動車専用道路ノ使用ニ付
使用料金を徴收スルコトヲ得

許可ヲ受ケタル者ハ前項ノ使用料金其他自動車專
用道路使用ニ關スル規程ヲ定メ認可ヲ受クヘシ

第八條 許可ヲ受ケタル者ハ正當ノ事由アルニ非ラサレ
ハ自動車専用道路ノ使用ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 許可ヲ受ケタル者ハ許可ヲ受ケタル場合ニ限り
許可ニ因リテ生スル權利義務ヲ他人ニ讓渡スルコ
トヲ得

許可ヲ受ケタル者ハ認可ヲ受クルニ非サレハ會社
ノ合併又ハ解散ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 許可ヲ受ケタルモノハ許可ヲ受クルニ非ラサレ
ハ自動車専用道路ノ全部又ハ一部ノ供用ヲ停止シ

又ハ廢止スルコトヲ得ス

第十一條 許可ヲ受ケタル者ニ對シ自動車専用道路ノ維

持修繕ヲ命シ其他公益上必要ト認ムル事項ヲ命ス
ルコトアルベシ

公益上必要ト認ムルトキハ此ノ命令書ノ條項ヲ變
更スルコトアルヘシ

第十二條 許可ヲ受ケタル者ハ半年毎ニ營業ノ報告書ヲ
調製シ卅日以内ニ之ヲ差出スヘシ

第十三條 國又ハ公共團體ニ於テ公益上ノ必要ニ因リ自
動車専用道路ノ全部又ハ一部及其附屬物件ヲ利用
若ハ買收セムトスルトキハ許可ヲ受ケタル者ハ之
ヲ拒ムコトヲ得ス

許可年限ノ滿了又ハ自動車専用道路ノ供用ヲ廢止
シタル後公益上ノ必要ニ因リ之ヲ利用若ハ買收セ
ムトスルトキ亦同シ

前二項ノ利用條件又ハ買收價格ハ協議ニ依ル協議
調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ知事之ヲ裁定
ス

第十四條 他人カ知事ノ許可ヲ得テ自動車専用道路ノ一

部ヲ共同使用セムトスルトキハ許可ヲ受ケタル者

ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ共同使用ノ條件ハ協議

ニ依ル協議調ハサルトキハ知事之ヲ裁定ス

第十五條 左ニ掲グル場合ニ於テハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

ルヘシ

一、第四條ノ期間内ニ工事ニ着手又ハ竣功セサル

トキ

二、法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル

トキ

三、本命令書又ハ本命令書ニ基キテ命シタル事項

ニ違反シタルトキ

第十六條 左ノ場合ニ於テハ許可ハ其效力ヲ失フ

一、第三條ノ期間内ニ認可ヲ申請セサルトキ

二、全部ノ共用ヲ廢止シタルトキ

右自動車専用道路ノ開設ヲ許可スル件ニ付之ヲ下付ス

昭和六年二月二十六日

兵庫縣知事 岡 正 雄 印

建設費償却仕譯書

一、償却金總額貳百拾五萬圓也

之方償却ニハ收支概算書ニ於ケル純益金ヲ充當シ

其償却豫定年期ハ四拾ケ年トス、各年償却金豫定

額左表ノ通り

償却豫定年度並金額一覽表(單位圓)

償却年度	償却金	償却總額累計	摘要
一	三二、七〇〇	三二、七〇〇	
二	三四、〇〇〇	六六、七〇〇	
三	三五、三〇〇	一〇二、〇〇〇	
四	三六、六〇〇	一三八、六〇〇	
五	三七、九〇〇	一七六、五〇〇	
六	三九、二〇〇	二一五、七〇〇	
七	四〇、五〇〇	二五六、二〇〇	
八	四一、八〇〇	二九八、〇〇〇	
九	四三、一〇〇	三四一、一〇〇	
一〇	四四、四〇〇	三八五、五〇〇	
一一	四五、七〇〇	四三一、二〇〇	
一二	四七、〇〇〇	四七八、二〇〇	

一三	四八、三〇〇	五六、五〇〇
一四	四九、六〇〇	五七六、一〇〇
一五	五〇、九〇〇	六二七、〇〇〇
一六	五二、二〇〇	六七九、二〇〇
一七	五三、五〇〇	七三二、七〇〇
一八	五四、八〇〇	七八七、五〇〇
一九	五六、一〇〇	八四三、六〇〇
二〇	五七、四〇〇	九〇一、〇〇〇
二一	五八、七〇〇	九五六、七〇〇
二二	六〇、〇〇〇	一、〇一九、七〇〇
二三	六一、三〇〇	一、〇八一、〇〇〇
二四	六二、六〇〇	一、一四三、六〇〇
二五	六三、九〇〇	一、二〇七、五〇〇
二六	六五、二〇〇	一、二七二、七〇〇
二七	六五、二〇〇	一、三三七、九〇〇
二八	六五、二〇〇	一、四〇三、一〇〇
二九	六五、二〇〇	一、四六八、三〇〇
三〇	六五、二〇〇	一、五三三、五〇〇
三一	六五、二〇〇	一、五九八、七〇〇
三二	六五、二〇〇	一、六六三、九〇〇

三三	六五、二〇〇	一、七二九、一〇〇
三四	六五、二〇〇	一、七九四、三〇〇
三五	六五、二〇〇	一、八五九、五〇〇
三六	六三、二〇〇	一、九二二、七〇〇
三七	六一、二〇〇	一、九八三、九〇〇
三八	五九、二〇〇	二、〇四三、一〇〇
三九	五五、二〇〇	二、〇九八、三〇〇
四〇	五一、七〇〇	二、一五〇、〇〇〇

(法令に寶塚尼崎電氣鐵道株式會社とあるは阪神國道自動車株式會社へ合併前許可ありたるに由る)

以上命令に示すか如く自動車道の構造並に保安設備等は地方鐵道、軌道用地等と異るところなく單に軌條を敷いて居らないだけの相違で用途の目的に至つては少しも變りはないのである。

自動車道の法的關係及用途等は右述ぶる所の如きものであるが所轄稅務署は一般自動車道を鐵道用地や軌道用地と同視することなく有租地として地租を賦課する旨を屢々通知し來たのである、依つて當會社は大藏省に對し免租方を

陳情した、然るに大藏當局の見解は地租法の公衆用道路に該當せず且地租法第二條に

第二條 左ニ掲クル土地ニハ地租ヲ課セス

但シ有料借地ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

一、國府縣市町村其他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地

二、府縣市町村其他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スルモノト決定シタル其所有地

但シ其決定ヲ爲シタル日ヨリ一ケ年内ニ公用又ハ公共ノ用ニ供セサルモノヲ除ク

三、府縣社地、鄉村社地、招魂社地

四、墳墓地

五、公衆用道路、鐵道用地、軌道用地、運河用地

六、用惡水路、溜池、堤塘、井溝

七、保安林

と規定されて居つて自動車道の文字なきを以て免租地とし

て取り扱ひ難きものとの意見である、當會社では地租法制定當時は未だ自動車道の發達を見ざることであつたから、遂て抗議するを差し控へ納税し來つたのである、然るに近時自動車の發達著しく自動車交通事業法の制定を見、自動車交通の統制をも圖らざるを得ざるの今日に至つて尙大藏當局の課税論は正しく穩當を缺くものと謂はざるを得ないものと思考せらる、以て速かに地租法改正其第二條中の免租項目中に「自動車道用地」の一項を追加することの詮議に出でられ現下發展の途上にある自動車道をして將來益其向上發達を期せしめられんことを希望して止まざる次第である。

うらなりの茄子に石女の微苦笑す

一村に大湖の名残り蓮の花

峯は禿に麓の木立夏の雨

巴 藤